

○少額訴訟制度とは？

訴額60万円以下の金銭支払いを請求の目的とする訴訟。

※当初は30万円以下であったが、平成16年の改正で60万円となった。

(特徴)

- ①原則として第1回期日で審理を完了して、口頭弁論終結後直ちに判決を言い渡す。
→紛争の解決を迅速に行う
- ②同一簡易裁判所での訴訟は年に10回まで。
→貸金業者などの過剰な訴訟を防ぐ
- ③容認判決（原告が勝訴し、被告が請求額を支払う）の場合、3年以内の支払期限猶予または分割払いが認められている。
- ④判決に対する控訴はできず、異議申し立て（2週間以内）のみ認められる。
(ただし被告は、最初から少額訴訟ではなく、通常の手続きで審理するよう申し立てることはできる)
- ⑤被告の住所地が不明の場合には提訴できない。